

むつ市地域包括支援センターみちのく
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

1. 事業所の概要

事業所名 むつ市地域包括支援センターみちのく（社会福祉法人）
所在地 〒035-0072 青森県むつ市金谷二丁目20番1号
事業者指定番号 地域包括支援センター:むつ市第3号
指定介護予防支援事業者:登録番号0200800035
管理者・連絡先 加藤 文丈 ・ 電話0175-23-7930
サービス提供地域 田名部I地区・大湊地区・川内地区・脇野沢地区
業務の概要 地域支援事業、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
事業所数 1ヶ所
高齢者のケアマネジメントを主体に、地域支援事業、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事する主な業務	人 員
管理者	管理業務	1名（兼務）
保健師等	介護予防事業	1名
主任介護支援専門員	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1名（管理者兼務）
社会福祉士	総合相談支援、権利擁護業務	1名

3. サービス提供時間（注）年末年始（12/29～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

区 分	平 日	土 曜 日	休 祭 日
提供時間	午前8時30分～午後5時30分	—	—

4. 利用者負担金

- （1） 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成等）については、原則として利用者の負担はありません。
- （2） 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5. サービスの方針等

当該担当地域内に居住する利用者が居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用者自らの改善可能な状況を確認し、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該介護予防サービス・支援計画書に基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医 療 機 関 等	主治医等の氏名	連絡先
緊 急 連 絡 先	氏 名	連絡先

7. 相談窓口、苦情対応 ○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お 客 様 相 談 コ ー ナ	電話番号0175-23-7930 FAX番号0175-23-7931
	相談者 三國 美穂
	対応時間 午前8時30分～午後5時30分まで（平日）

むつ市介護保険 相談窓口	所在地 むつ市中央一丁目8番1号
	電話番号 0175-22-1111 内線 2556・2557
	FAX番号 0175-33-1101
	対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

青森県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 青森市新町二丁目4番1号青森県共同ビル3F
	電話番号 017-723-1301（苦情相談窓口直通）
	FAX番号 017-735-4020（介護保険課）
	受付時間 午前9時00分から午後4時00分まで（平日）

8. 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
介護保険事業所番号	
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項説明書の説明をしました。

むつ市地域包括支援センターみちのく（指定登録番号：0200800035）

説明者 _____

業務委託先居宅介護支援事業者：（介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者と同じ）

（※1、※2）

説明者 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項説明書の説明を受けました。

利用者 _____

代筆者 _____（続柄 _____）

代理人 _____（続柄 _____）

※1 業務委託先居宅介護支援事業者による利用者への説明について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきましては、あくまでも利用者とむつ市地域包括支援センターみちのく（以下「センター」という。）の間で契約が結ばれるものですが、センターと居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」という。）との間で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係わる業務委託契約が締結された場合には、センターに代わり直接に受託事業者がご本人等と面接等を行い、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することになります。その場合には※2のとおり、受託事業者による記名が行われることになります。

※2 業務委託先居宅介護支援事業者欄は、※1のケースで利用者が受託事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合のみ記入する。